

(社) 日本介護福祉士養成施設協会
の論点等について

主要な論点

- ① 当該法人は、国の補助を受けて、介護福祉士養成施設の介護教員に対し、介護教育の高度化を図るための「介護教員講習会事業」を行っているが、当該事業は効率的・効果的に運営されているか。

(参考 1) 介護福祉士の概要

(1) 概要

社会福祉士および介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格であり、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

(2) 資格取得方法 次の2つの方法がある。

① 厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する方法

② 3年以上介護等の業務に従事した者等が介護福祉士国家試験に合格する方法

(3) 資格者の登録状況

811, 440人(平成21年9月末現在)

(参考 2) 介護教員講習会事業の概要

介護福祉士養成施設の介護教員に対し、介護教育の指導方法、学生へのカウンセリング技法、介護課程の具体的展開方法等を教授することを通じて、その資質を高め、介護教育の高度化を図るもの。各養成施設の専任教員のうち一人は、一定の基準を満たす講習会を修了しなければならないとされている(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第6号)。

(参考 3) 介護教員講習会事業の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度(予定)
修了者数	253人	124人	一人

- ② 「介護教員講習会事業」の手数料(受講料)は適切な額が設定されているか。

(参考) 受講料の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度(予定)
受講料(一般)	10万円	20万円	12万円
受講料(会員)	3万円	6万円	12万円

※ 20年度は7科目受講料(150時間)

※ 21年度は13科目受講料(300時間)

※ 22年度は13科目受講料(300時間)

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

（参考）

- ・国からの補助金 H22 年度予算
 （民間社会福祉事業助成費補助金） 556万円（定率補助）
 ※この事業全体の事業費予算は2,850万円

- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。

併せて、本年9月3日付の厚生労働大臣からの要請「役員・職員の公募についてお願い」を踏まえ、具体的にどのような対応を行うのか。

（参考1） ※平成22年4月1日現在

- ・常勤役員に占める国家公務員出身者：1／1
- ・職員数に占める国家公務員出身者：3／7
- ・管理部門の職員数（割合）：1人（12.5%）

（参考2） ※大臣要請を受けての役職員公募の方針

- ・役員 … 次期改選時（H23年5月）に公募を実施予定
- ・職員 … 退職後（H24年3月）に公募を実施予定

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

（参考）

【資産の状況】H21 年度決算

（単位：億円）

現預金 （流動資産）	有価証券 （流動資産）	固定資産 （土地・建物等）	積立金・ 引当金等	その他	計
0.60	0	0.01	1.27	0.11	1.99

内部留保率：25.6%

《介護教員講習会事業（国庫補助事業）》

- 当該法人は、国の補助を受けて、介護福祉士養成施設の介護教員に対し、介護教育の高度化を図るための「介護教員講習会事業」を行っているが、当該事業は効率的に運営されているか。

介護教員のうち専任教員は、平成 23 年度までに講習を受ける必要があるとされているが、適切な効果を上げているか。

（参考 1）介護教員講習会事業の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(予定)
修了者数	253人	124人	一人

（参考 2）社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則

（介護福祉士の養成施設の指定基準）

第五条 法第三十九条第一号に規定する養成施設（別表第四において「第一号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下この条において「専任教員課程修了者等」という。）であつて、かつ、法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

附 則

第八条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設における教務に関する主任者については、新指定規則第五条第六号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、新指定規則第五条第六号に規定する教務に関する主任者となることができる。

（参考 3）講習会受講済み介護職員数 約 1,270 人／講習会受講が必要となる介護教員の数 約 1,500 人（いずれも推計値）

- 介護教員講習会事業の実施に当たり、受講者の利便性の確保等を十分に考慮した方法で行っているか。

（参考）介護教員講習会の実施場所

平成 20 年度 仙台、東京（第 1、第 2）、大阪、広島
 平成 21 年度 東京、大阪
 平成 22 年度 札幌、東京、広島

- 介護教員に対する講習会を行っている法人は他にもあるが、当該法人にのみ
国庫補助を行うことは適切か。

(参考) 介護教員講習会を実施している他の法人

- ・ 学校法人三幸学園
- ・ 学校法人敬心学園
- ・ 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター

※ 開催場所は、三幸学園及び敬心学園は東京、保健福祉大学実践教育センターは神奈川県である。

- 「介護教員講習会事業」の手数料(受講料)は適切な額が設定されているか。

(参考1) 受講料の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度(予定)
受講料(一般)	10万円	20万円	12万円
受講料(会員)	3万円	6万円	12万円

※ 20年度は全7科目受講料(150時間)

※ 21年度は全13科目受講料(300時間)

※ 22年度は全13科目受講料(300時間)

(参考2) 講習内容及び受講料(平成22年度)

分野	開講科目名	時間数	受講料
基礎分野 (2科目以上で各 30時間以上)	社会福祉学	30	12,000円
	心理学	30	12,000円
専門基礎分野 (4科目すべてで 90時間以上)	教育学	30	12,000円
	教育方法	15	6,000円
	教育心理	30	12,000円
	教育評価	15	6,000円
専門分野 (7科目すべてで 150時間以上)	介護福祉学	30	12,000円
	介護教育方法	30	12,000円
	学生指導・カウンセリング	15	6,000円
	実習指導方法	15	6,000円
	介護過程の展開方法	15	6,000円

省内事業仕分け室作成資料

	コミュニケーション 技術	15	6,000円
	研究方法	30	12,000円
合計		300以上	

※ 講習会の実施者は、これらのうち、原則として基礎分野、専門基礎分野に限り、受講生からの申請に基づいて当該受講生の既習の学習内容を評価して、当該講習会における履修に変わるものとして認定することができることとされている。

(参考3) 介護教員講習会事業の収支

(千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度(予算)
内 訳	収入	22,458	20,197	28,500
	国庫補助	7,898	6,953	5,562
	受講料	5,378	7,423	5,000
	法人の持ち出し	9,182	5,821	17,938
支出		22,458	20,197	28,500
収支		0	0	0